

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 9 月 12 日 (火) 第3348号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 2
 - 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
 - 基本測量の実施 (監理課取扱い) 3
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 3
(北薩地域振興局取扱い) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (2件) (商工政策課取扱い) 4
- ### 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第943号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年 9 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
整形外科松元病院	伊佐市大口里491-2	平成29年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第944号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年 9 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		

木の葉薬局	鹿児島市田上三丁目12番8号	平成29年 9月1日	精神通院医療
タイガー薬局	霧島市横川町上ノ3414番地 109	平成29年 9月1日	精神通院医療
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25-17	平成29年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第945号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年9月12日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
西田医院	南さつま市金峰町宮崎4350	平成29年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第946号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年9月12日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
スター調剤薬局星ヶ峯店	鹿児島市星ヶ峯一丁目29-5	平成29年 9月1日	精神通院医療
隼人薬局	霧島市隼人町松永3306-15	平成29年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第947号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成29年9月12日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
まごころ内科クリニック 鹿児島市宇宿四丁目35番17号	所在地	鹿児島市宇宿 三丁目1番1 号カワイ脇田 第一ビル3階	鹿児島市宇宿 四丁目35番17 号	精神通院医療
五万石薬局 出水市五万石町801	名称	D・ML五万 石薬局	五万石薬局	精神通院医療

鹿児島県告示第948号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年9月12日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

指宿市	平成27年 7 月 17 日から 平成28年 10 月 2 日まで	地籍図及 び地籍簿	指宿市東方、十町及び十二 町の各一部	平成29年 8 月 24 日
奄美市	平成27年 5 月 1 日から 平成29年 2 月 9 日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市名瀬大字根瀬部、名 瀬大字西仲勝及び住用町大 字川内の各一部	平成29年 8 月 24 日
三島村	平成27年 8 月 3 日から 平成29年 3 月 1 日まで	地籍図及 び地籍簿	三島村硫黄島の一部	平成29年 8 月 24 日
錦江町	平成27年 6 月 16 日から 平成29年 2 月 20 日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町神川の一部	平成29年 8 月 24 日
錦江町	平成27年 6 月 16 日から 平成29年 2 月 20 日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町田代麓の一部	平成29年 8 月 24 日
中種子町	平成27年 6 月 29 日から 平成29年 2 月 22 日まで	地籍図及 び地籍簿	中種子町牧川の一部	平成29年 8 月 24 日
喜界町	平成27年 8 月 7 日から 平成29年 3 月 1 日まで	地籍図及 び地籍簿	喜界町小野津及び手久津久 の各一部	平成29年 8 月 24 日

鹿児島県告示第949号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（火山基本図「口永良部島」作成）
- 2 作業の期間 平成29年 9 月 1 日から平成30年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 屋久島町

鹿児島県告示第950号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正（レベル2,500））
- 2 作業の期間 平成29年 7 月 11 日から平成30年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 霧島市全域

鹿児島地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 9 月 12 日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
発達支援センタ ーテトラsecond	鹿児島市紫原二 丁目28番18号2 F	株式会社テトラ	鹿児島市桜ヶ丘 六丁目43番地2	諏訪 洋一	平成29年 7 月 1 日	児童発達 支援
スマイルハウス にこにこ	鹿児島市入佐町 207番地1	合同会社スマイ ルハウスにこに こ	日置市東市来町 養母8401番地1	田淵 安子	平成29年 7 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

北薩地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 9 月 12 日

北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後くらぶエイト	出水市本町17番地20	一般社団法人みかさの里	阿久根市脇本7820番5号	双津 忠一	平成29年7月1日	放課後等デイサービス

大島支庁告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 9 月 12 日

大島支庁長 鎮寺 裕 人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定福祉サービス スライトハウス	奄美市名瀬朝仁町30番地23	株式会社ライトハウス	奄美市名瀬朝仁町30番地23	武原純一郎	平成29年8月26日	就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年9月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年9月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 9 月 12 日

鹿児島県知事 三反園 訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ西出水店
出水市西出水町1205番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年 5 月 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,300平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 49台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口1箇所 建物敷地南側
出口1箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成29年8月30日

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年9月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年9月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年9月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西光寺店
霧島市隼人町東郷字川原田1122番4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年5月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,670平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 76台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時
 - イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成29年8月31日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年9月12日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	ニューラッキージャックポット／N1	岡崎産業株式会社	7S0919
回胴式遊技機	パチスロブラックラグーンリミットブレイクT	株式会社七匠	7S0899